

川島桶川資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約
を定める条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することのできる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
- (2) 施設の運転管理業務委託に関する委託契約
- (3) ソフトウェアの使用許諾を伴う業務契約
- (4) 事務機器及び電子計算システムの賃貸借契約
- (5) 公用車の賃貸借契約
- (6) 建物施設の賃貸借契約
- (7) 賃貸借契約に付随する維持管理業務に関する委託契約

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。